

第一種電気工事士免状交付申請（知事の認定を受けようとする方の場合）について

1 申請者の要件

次の要件をいずれも満たす方

- ・ 電気に関する工事に関し実務の経験を有する者と同等以上の知識及び技能を有していること（具体的には電気主任技術者免状を有し、又は高圧電気工事技術者試験に合格し、一定以上の実務経験があること）
- ・ 住所地が栃木県の区域内にあること

2 必要書類及び注意事項

(1) 第一種電気工事士免状交付申請書

(2) 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書

(3) 電気主任技術者免状の写し又は高圧電気工事技術者試験合格証の写し

(4) 実務経験証明書

(5) 実務経験に関して必要な資格に係る免状等の写し

(4)及び(5)に関しては、3をご覧ください。

(6) 住民票1通

発行から3か月以内のものです。

ただし、申請書に住民票コードを記入すれば不要です。

(7) 写真2枚

撮影から6か月以内のものを、縦4cm×横3cmの大きさに切り、裏面に氏名を記入してください。ポラロイドは不可です。

(8) 手数料

栃木県収入証紙6,000円分を申請書に貼付し、消印はしないでください。

栃木県収入証紙は足利銀行のほか申請書提出先の栃木県電気工事業工業組合でも販売しています。収入印紙とは異なりますので、間違えないようにしてください。

3 実務経験及び実務経験証明書に関する注意事項

(1) 電気主任技術者免状を有している方は、次の電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務経験が5年以上必要です。

ア 電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督

イ 自ら行う電気工作物の工事((3)に注意)、維持又は運用

(2) 高圧電気工事技術者試験の合格者は、電気工作物の工事の実務経験((3)に注意)が3年以上必要です。

(3) (1)のイのうち電気工作物の工事及び(2)に関しては、次の点にご注意ください。

ア 工事を行うために資格を必要とする次の工事の実務経験については、期間は資格を取得した後の実務経験の期間とします。実務経験証明書のほか次の免状等の写しを提出してください。

(ア) 600V以下の一般電気工作物に関する工事：第二種電気工事士免状

- (イ) 平成2年8月までの500KW未満の自家用電気工作物に関する工事：認定電気工事従事者認定証
- (ウ) 600V以下の自家用電気工作物に関する工事：認定電気工事従事者認定証
- イ 500KW以上の自家用電気工作物に関する工事への従事は、電気主任技術者の監督指導があれば資格を必要としません。実務経験証明書には、従事した工事5件程度について工事名（建物名）、工期（従事期間）、電気主任技術者の氏名及び契約電力（最大電力）を記入してください。

(4) 実務経験の証明者は、次のとおりとします。

- ア 申請者が電気工事業者等に現に雇用されている場合又は過去において雇用されていた場合は、雇用主又は雇用主であった者
- イ 申請者が電気管理技術者（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2第1号に規定する要件に該当する者であって、第52条第2項に規定する委託契約の相手方として現に認められているもの又は過去において認められていたもの）である場合は、当該委託契約に係る発電所若しくは需要設備を設置している者若しくは設置していた者又は当該申請者が会員として加入している公益法人の代表者

なお、証明者が法人の場合の証明印は、代表者印としてもらってください。

また、ア又はイに掲げる者が法人の場合で証明者が当該法人から委任された者（支店長、工場長、発電所長など）である場合は、証明書に委任状（写しでも可）を付けてもらってください。

(5) 申請後の処理を円滑、迅速にするため、実務経験証明書の事前確認を行っておりますので、ファクシミリ（028-622-1934）等でお送りください。

4 提出方法・提出先

郵送（簡易書留）又は持参

〒320-0056 宇都宮市戸祭4-14-31 栃木県電気工事業工業組合

持参の場合は、土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く日の8：30～17：15

5 免状の交付

申請書の受理から免状の交付までには、最長で1か月程度を要します。提出書類の不足、記入漏れなどがある場合は、さらに期間を要しますので、提出前に十分に確認をお願いします。

免状は、簡易書留郵便でお送りします。

栃木県電気工事業工業組合

電話 028-622-1931

FAX 028-622-1934

E-mail totiden-jimukyokucho@totiden.jp